

第196回
かすみがうら市農業委員会総会議事録

1. かすみがうら市農業委員会告示第10号

令和2年9月4日かすみがうら市農業委員会告示第10号をもって、令和2年9月10日(木)
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室に、第196回かすみがうら市農業委員会総会を招集する。

2. 総会の日時および場所

令和2年9月10日(木) 午後2時00分開会
かすみがうら市霞ヶ浦庁舎大会議室

3. 出席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席委員を過半に減じて開催)

5番 塚本 茂 6番 飯田 敬市 7番 貝塚 光章 8番 井坂 孝雄
9番 谷中 昌 10番 中山 峰雄 12番 久松 弘叔 13番 市川 敏光
14番 栗原 進一

4. 欠席委員 (新型コロナウイルス感染拡大予防のため出席を求めない委員)

1番 栗山 千勝 2番 塚本 勝男 3番 海東 功 4番 外塚 孝雄
11番 鈴木 良道 15番 欠員

5. 説明のため出席した者

事務局長 大久保 定夫
係長 横田 桂明 主事 下川 華帆

6. 議事録署名委員

5番 塚本 茂 9番 谷中 昌

7. 議事日程

- ① 諸般の報告について
- ② 議事録署名委員について
- ③ 日程の決定について
- ④ 報告案件について

報告第26号 農地法第3条第1項第13号の規定による農地等の権利移動届について

報告第27号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第28号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について

報告第30号 制限除外の農地移動届出の受理について

- ⑤ 議案審議について

議案第57号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第58号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第59号 現況証明願の交付決定について

議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定
について(農地中間管理事業)

議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配
分計画案の意見の決定について

- ⑥ その他

8 閉会

午後2時35分開会

事務局長	それでは、只今から、令和2年度 第196回農業委員会総会を開会いたします。只今の出席委員は9名で、会議規則第7条の定足数に達しております。よって、総会は成立しております。
事務局長	それでは、会議規則第5条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以後の議事進行につきましては、中山会長にお願いいたします。
議 長	中山会長あいさつ
議 長	はじめに、事務局長より諸般の報告をお願いします。
事務局長	(諸般の報告朗読)
議 長	次に、議事録署名委員の指名及び書記の指名を行います。 議事録署名委員は会議規則第16条第2項の規定により、5番 塚本茂 委員、9番 谷中昌 委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記は、事務局職員の下川主事を指名いたします。
議 長	次に、日程の決定についてお諮りいたします。 只今から午後5時までとしたいと思いますがいかがでしょうか。 (異議なしの声あり)
議 長	ご異議ございませんので、午後5時までといたします。
議 長	最初に報告第26号から報告第30号までの報告案件ですが、委員の皆様には、すでに議案書が配布されていますので、事務局説明は省略いたしまして、さっそく質疑に入ります。 報告案件について、ご意見ご質問等ありましたら、お願いします。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	ご意見等ございませんので、報告案件は終わります。
議 長	それでは、議案審議に入ります。 「議案第57号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」上程いたします。
議 長	事務局より、議案の朗読をお願いします。
事務局	それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)
議 長	只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。
6番 飯田委員	9月1日午前9時から霞ヶ浦庁舎において、貝塚委員と井坂委員と私の3名で、書類審査後、現地調査を実施してきました。それでは説明いたします。 番号1番は、●●●地内の●●●●●●●●●●から約560m北西に位置する田1筆になります。現況は、きれいに管理されておりました。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。水稻を作付けする計画です。 番号2番は、●●●地内の●●●●●小学校から約200m南に位置する畑1筆になります。現況は、栗が作付けされておりましたが、雑草繁茂の状態でした。 申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。引き続き栗を作付けする計画です。

	<p>番号3番は、●●●地内の●●●●から約160m北に位置する畑3筆になります。現況は、きれいに管理されていました。</p> <p>申請人は、経営規模拡大のため今回の申請に至りました。果樹苗木を作付けする計画です。</p> <p>以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件は満たしていると考えます。委員の皆様の更なるご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。</p> <p>これより、議案審議に入ります。</p> <p>番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第57号農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第58号農地法第5条の規定による許可申請について」上程いたします。事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。</p> <p>(事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。</p> <p>事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
7番 貝塚委員	<p>それでは説明いたします。</p> <p>図面番号1番は、●●地内の●●公民館から約200m南東に位置する畑2筆になります。こちらは第2種農地と判断しました。現況は雑草繁茂の状態でした。申請人は従業員駐車場及び資材置場のため今回の申請に至りました。転用による影響はないと判断しました。許可要件は満たしていると考えます。</p> <p>以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしく申し上げます。</p>

議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり許可することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>「議案第58号農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可について」は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、「議案第59号現況証明願の交付決定について」上程いたします。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、朗読いたします。なお、案件については事前調査を実施しております。 (事務局朗読)</p>
議 長	<p>只今、議案の朗読が終わりました。 事前調査員の方、説明をお願いいたします。</p>
8番 井坂委員	<p>それでは説明いたします。 図面番号2番をご覧ください。 番号1番は、●●●地内の●●小学校から約200m南西に位置する畑1筆になります。 こちらは、平成26年1月14日に水戸地方裁判所土浦支部にて宅地として競売され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 次に、図面番号3番をご覧ください。 番号2番は、●●地内の●●●●から約250m北西に位置する畑1筆になります。 こちらは、20年以上前からガソリンスタンドとして利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 次に同じく図面番号3番をご覧ください。 番号3番は、番号2番に隣接する畑1筆になります。こちらは、20年以上前から駐車場として利用され、現在に至っていることから、証明しても問題ないと判断しました。 以上、委員の皆様の更なる審議の程、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>只今、事前調査員の方の説明が終わりました。 これより、議案審議に入ります。 番号1番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号1番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>全員賛成ですので、番号1番は、原案のとおり交付することに決定いたします。</p>
議 長	<p>番号2番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(異議なしの声・意見、質問等なし)</p>
議 長	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。番号2番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。</p>

議 長	全員賛成ですので、番号2番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	番号3番について、ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。番号3番について、原案のとおり交付することに、賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、番号3番は、原案のとおり交付することに決定いたします。
議 長	「議案第59号現況証明願の交付決定について」は、原案とおりに交付することに決定いたします。
議 長	次に、「議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」上程します。 事務局より、議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは、説明いたします。 11ページをご覧ください。今回利用権の設定は、全体で143件、面積は367,810㎡です。内訳は新規143件で主な作付け作物はレンコン・水稻・野菜です。 農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第60号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、「議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管事業の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 33ページをご覧ください。市長より令和2年8月26日付で農用地利用配分計画（案）の意見を求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案が4件、面積6,358㎡です。 計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第61号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の農地中間管事業の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。

議 長	次に、「議案第62号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」上程します。 事務局より議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。 35ページをご覧ください。市長より令和2年8月26日付けで、農用地利用配分計画（案）の意見が求められています。計画案につきましては、茨城県農林振興公社の要請により、市が公社に提出するもので、計画案6件、面積6,358㎡です。 番号1番から番号5番については、農地中間管理機構と県により農地利用配分計画の協議は既に終了しており、本日の総会で可決された後、農地利用配分計画が認可される流れになります。また、番号6番については、総会で可決された後、農地中間管理機構が農用地利用配分計画を定め、県知事が認可し公告することにより受け手に農地を貸し付ける流れになります。以上です。
議 長	事務局説明が終わりました。ご意見ご質問等ございますでしょうか。 (異議なしの声・意見、質問等なし)
議 長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第62号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
議 長	全員賛成ですので、「議案第62号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見の決定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議 長	以上で、本日の議案審議は終了しました。 その他、農業委員さんから、何かありましたらお願いします。 (意見、質問等なし)
議 長	次に、来月の総会は、10月12日(月)午後2時から予定しております。 なお、次回の事前調査員は、谷中昌委員、鈴木良道委員、久松弘叔委員です。 日時は、10月5日(月)午前9時から、霞ヶ浦庁舎大会議室といたします。よろしくをお願いします。
議 長	他に事務局からありますか。
事務局	①女性農業委員等の登用要請活動について ②農業委員会総会の運営（下半期）について
議 長	只今、事務局から説明がありました事なのですが、先月の総会におきましても皆様にご意見をお伺いしたところです。それで9月の総会においてもご協議を申しあげて、総会で決定したいという流れになっておりますので10月からはいかがでしょうか。どういうことにしたらいいか、ご意見ををお願いします。私の考えとしては、これだけのスペースを取って、コロナも少し落ち着いてきたような感じもするのですが、10月からは元に戻すという方向では、いかがでしょうか。 何かご意見ありましたらお願いします。
13番 市川委員	いいと思います。
14番 栗原委員	推進委員のほうはどうするの。
事務局長	推進委員につきましては、A案に書いてありますとおり、出席は求めないということで、傍聴席を一番後ろに、テーブルはないですけど、イスだけ用意しますので出席される方はご利用いただきたいということで考えております。なお、山口推進委員長には了解をいただいております。

14番 栗原委員	いっぱい来たらどうするの。
事務局長	来たい人だけですので、あまり来ないと思います。
議 長	いかがですか。10月から元に戻すということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声、意見・質問なし)
議 長	10月からの総会は、農業委員は元に戻すということで決定いたしますので、よろしくをお願いします。また、推進委員は、事務局長からありましたように、出席は求めないということで、推進委員にも連絡を申しあげます。ご承知おきのほど、
	よろしくをお願いします。
議 長	他に何かありましたらお願いします。
	(意見・質問なし)
議 長	以上を持ちまして、第196回総会を閉会いたします。
	慎重審議 大変ご苦勞様でした。

かすみがうら市農業委員会会議規則第16条第2項により署名する。

かすみがうら市農業委員長 _____

署 名 委 員 _____

署 名 委 員 _____

--	--

--	--